

国住指第 1592 号  
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
( 公 印 省 略 )

遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針等  
について ( 技術的助言 )

遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針 ( 令和 4 年国土交通省告示第 412 号。以下「第 412 号告示」という。 ) は、令和 4 年 3 月 31 日に公布・施行されました。

ついては、第 412 号告示の運用等に関し、地方自治法 ( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知します。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知方お願いします。

また、平成 12 年 12 月 26 日付建設省住指発第 932 号は本通知をもって廃止します。

#### 記

##### 1. 第 412 号告示に基づく維持保全計画等の作成について

遊戯施設の安全管理においては、適切な点検・検査、消耗部品の計画的な交換、不具合等に対する適切な対策等が不可欠であることから、第 412 号告示に基づき、維持保全に関する準則又は計画を作成し、これに基づいて適切な維持保全を実施するよう、建築基準法施行令第 138 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に規定する遊戯施設 ( 以下「遊戯施設」という。 ) の所有者又は管理者 ( 以下「所有者等」という。 ) を指導することとされたい。

## 2. 運行管理規程の作成について

遊戯施設の安全な運行においては、1に加えて日常の運行業務における安全管理体制の徹底も重要となる。

については、遊戯施設の所有者等に対して、利用者の安全を確保し、常時安全な状態で運行するため、維持保全計画に運行管理に関する事項を定めた上で、関係者の役割分担や運転者の遵守事項などを定める運行管理規程を作成し、適切な運行管理を実施するよう指導することとされたい。

## 3. 維持保全計画書等の作成手引きの周知について

第412号告示を踏まえた維持保全に関する準則又は計画及び運行管理規程の作成方法については、一般財団法人日本建築設備・昇降機センターに設置された「遊戯施設の維持保全に関する指針及び運行管理規程検討WG」における検討を経て、「遊戯施設の維持保全計画書」及び「遊戯施設の運行管理規程」の作成手引き 2022年版が近く発行予定となっているので、遊戯施設の所有者等に当該手引きの周知を図ることにより、遊戯施設の安全対策の促進を図られたい。

### 【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 池町、井上

TEL : 03-5253-8126